

# 岐阜県公報

号外 (三) 平成二十三年 四月 一日

## 目次

### 規則

岐阜県農業企業化資金助成規則の一部を改正する規則 (農業経営課) ページ  
 岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則 (同) 一

## 規則

岐阜県農業企業化資金助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十一号の二

岐阜県農業企業化資金助成規則の一部を改正する規則

岐阜県農業企業化資金助成規則(昭和三十六年岐阜県規則第四百十五号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「彌漣蒲瀨猫」を「彌漣菘味猫」に改める。

### 附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県農業企業化資金助成規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県農業企業化資金助成規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十一号の三

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則（平成十三年岐阜県規則第百三三号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「~~瀬継前瀬継~~」を「~~瀬継前~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

平成二十三年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

バイ・アール・テクノセンター